2　原子力規制委員会は、第二十七条第一項の申請書若しくは同条第三項の書類又は第二十九条第一項の申請書若しくは同条第三項の書類の提出を受けた場合に、当該申請に係る令第二条第一項の規定により、機構が行う検査に関する事務の一部については、次の各号に掲げる事項を記載した通知書により、機構に対し当該溶接検査又は輸入溶接検査に関する事務の一部の実施について通知するものとする。

一　溶接検査又は輸入溶接検査を受ける者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　溶接検査又は輸入溶接検査を受ける工場又は事業所の名称及び所在地

三　溶接検査又は輸入溶接検査を行う時期

四　溶接検査又は輸入溶接検査を行う場所

五　溶接検査又は輸入溶接検査の対象

六　溶接検査又は輸入溶接検査の方法

3　前項の通知書には、次に掲げる書類の写しを添付するものとする。

一　法第六十四条の三第一項又は第二項の認可を受けた実施計画（溶接検査又は輸入溶接検査に係る部分に限る。）

二　第二十七条第一項の申請書及び同条第二項の書類若しくは同条第三項の書類又は第二十九条第一項の申請書及び同条第二項の書類若しくは同条第三項の書類

4　原子力規制委員会は、第二項の通知書に記載された事項を変更したときは、速やかに、その旨を機構に通知するものとする。

（溶接検査又は輸入溶接検査の結果の通知）

第三十二条　機構は、令第二条第一項の規定により検査に関する事務の一部を行ったときは、遅滞なく、その結果を原子力規制委員会に通知しなければならない。

2　前項の通知は、次の各号に掲げる事項を記載した書面によって行うものとする。

一　溶接検査又は輸入溶接検査を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　溶接検査又は輸入溶接検査を受けた工場又は事業所の名称及び所在地

三　溶接検査又は輸入溶接検査を行った年月日

四　溶接検査又は輸入溶接検査を行った場所

五　溶接検査又は輸入溶接検査の対象

六　溶接検査又は輸入溶接検査の方法

七　溶接検査又は輸入溶接検査の結果

（溶接検査又は輸入溶接検査の終了証等）

第三十三条　原子力規制委員会は、溶接検査又は輸入溶接検査を行い、終了したと認めたときは、当該申請に係る溶接検査又は輸入溶接検査の終了証を交付するとともに、その溶接をした容器又は管を刻印又はこれに代わるもので示すものとする。

（施設定期検査の申請）

第三十四条　施設定期検査（法第六十四条の三第七項の検査のうち、原子炉施設の使用を開始した後、一年以内ごとに一回、定期に、当該原子炉施設の性能について行うものをいう。以下同じ。）を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を希望する検査開始日の一月前までに原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　原子炉施設を設置した工場又は事業所の名称及び所在地

三　施設定期検査を受けようとする原子炉施設の種類及び施設番号

四　施設定期検査を受けようとする期日

2　前項の申請には、施設定期検査に関する放射線管理を説明する書類を添えて提出しなければならない。

3　第一項の申請書又は第二項の書類の内容に変更があった場合には、速やかにその変更の内容を説明する書類を提出しなければならない。

4　第一項の申請書及び第三項の書類の提出部数は、正本一通及び写し一通とする。

（施設定期検査の実施）

第三十五条　施設定期検査は、原子炉施設のうち実施計画で定めるものの性能について行うものとする。ただし、法第四十三条の三の二第二項の認可を受けた原子炉については、廃止措置対象施設に核燃料物質が存在する場合を除き、この限りでない。

2　前項ただし書の場合においては、施設定期検査は、次に掲げる施設のうち、核燃料物質の取扱い又は貯蔵に係るものについて行うものとする。

一　核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設

二　放射性廃棄物の廃棄施設

三　放射線管理施設

四　非常用電源設備

3　前二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、施設定期検査を受けることを要しない。

一　使用の状況から一年以内ごとに一回、施設定期検査を行う必要がないと認めて原子力規制委員会が施設定期検査を受けるべき時期を定めて承認したとき。

二　災害その他非常の場合において、施設定期検査を受けることが著しく困難であると認めて原子力規制委員会が施設定期検査を受けるべき時期を定めて承認したとき。

4　前項第一号又は第二号の承認を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　氏名又は名称又は住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　原子炉施設を設置した工場又は事業所の名称及び所在地

三　施設定期検査を受けようとする原子炉施設の種類及び施設番号

四　直近の施設定期検査が終了した年月日

五　施設定期検査開始希望年月日

六　施設定期検査を行う時期を変更しなければならない理由

5　前項の申請書には、使用の状況を記載した書類を添えて提出しなければならない。ただし、第三項第二号の承認を受けようとする場合には、当該書類を添付することを要しない。

（機構が行う施設定期検査）

第三十六条　令第二条第一項の規定により原子力規制委員会が機構に行わせる検査に関する事務の一部（施設定期検査に係るものに限る。次条第一項及び第二項並びに第三十八条第一項において同じ。）は、第三十四条の申請を受けた原子炉施設の検査であって、次に掲げるものとする。

一　原子炉圧力容器又は原子炉格納容器に係る可燃性ガス濃度制御設備

二　常用電源設備

三　原子炉圧力容器本体内及び原子炉格納容器本体内の未臨界を監視する設備

四　原子炉格納容器本体内の酸素ガス濃度又は水素ガス濃度を計測する装置

五　原子炉圧力容器本体又は原子炉格納容器本体内の温度を計測する装置

六　気体、液体又は固体廃棄物貯蔵設備及び廃棄設備並びにこれらの設備に係る堰

七　廃棄物貯蔵設備又は廃棄物処理設備からの流体状の放射性廃棄物の漏えいの検出装置又は自動警報装置

八　使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備

九　使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料貯蔵用容器を用いるものに限る。）

十　放射線管理施設

十一　使用済燃料貯蔵槽から使用済燃料を取り出すための設備（燃料取扱設備を除く。）

十二　燃料取扱設備

十三　使用済燃料運搬用容器

十四　原子炉施設の運転を管理するための制御装置